

「御小納戸日記」にみる名古屋城二之丸御庭の改造

木村 慎平

キーワード

名古屋城二之丸庭園
御小納戸日記
徳川斉朝

はじめに

(一) 課題

名古屋城二之丸御殿は尾張徳川家初代義直が元和六年（一六二〇）に本丸御殿から移徙して以後、幕末に至るまで尾張徳川家当主の居館として利用された。その北側に隣接する広大な御庭も、義直の時代に設けられたとされる。¹ 義直の時代の御庭は、儒教聖人を祀る「御祠堂」を中心とする中國風の庭園であった。²

だが、この御庭は尾張徳川家十代斉朝の時代（藩主在任・寛政十二年（一八〇〇）～文政十年（一八二七））に大きく手を加えられた。斉朝による改造を経た御庭の姿を描いたとされるのが、「御城御庭絵図」（名古屋市蓬左文庫蔵）と「尾二ノ丸御庭之図」（徳川美術館蔵）である。そこには築山や池の間を縫うように園路が通り、四季折々の樹木や草花に彩られ、随所に茶屋が設けられた池泉回遊式の広大な和風庭園が描かれている。義直の時代と斉朝の時代には百五十年以上の開きがあり、その間の変遷については史料が乏しく不明確な点が多いものの、斉朝による

御庭の改造が、この御庭の歴史における大きな画期となつたことは疑いない。

この斉朝による御庭の改造については、名勝名古屋城二之丸庭園³の整備に関連して、近年「御城御庭絵図」をはじめとする絵図の調査と比較検討が進められ、二之丸御庭に関連する絵図類の所在はほぼ明らかになつた。⁴ また、御庭改造後の利用実態についても、白根孝胤氏によつて検討が進められている。⁵

しかしながら、斉朝による御庭の改造がいつ、どのように行われたのかは、後年の編纂物である『金城温古録』の記述をもとに推定するのみで、必ずしも明確にはなつてない。各絵図の位置づけをより明確にするためにも、御庭改造のプロセスを、年代の明確な史料に基づいて明らかにする必要があるといえる。以上の課題に応えるため、本稿では「御小納戸日記」に記された二之丸御庭改造に関係する記事を紹介し、そこから読みとれる御庭改造のプロセスについて検討する。あわせて御庭改造や維持管理の担い手、御庭の利用実態についても若干の検討を試みたい。

なお、「御小納戸日記」から抜粋した史料については、番号を付して「史料編」⁶として翻刻を掲載したので、適宜参照されたい。

(二) 史料

本稿で用いる「御小納戸日記」とは、藩主の側に仕えて雑務を司つた尾張藩の御小納戸が、日々の職務を記録した日記である。⁶ 正確には、

藩主在国中の日記を「尾州御小納戸日記」、在府中の国許での日記を「尾州御留守日記」、在府中の江戸での日記を「江戸御小納戸日記」と称したが、本稿では便宜的に「御小納戸日記」と総称する。⁷

現存するなかでは元文四年（一七三九）正月十三日から始まる「江戸御小納戸日記」が最古である。「尾州御小納戸日記」も元文四年五月四日から始まる冊が現存最古である。一方、現存する最も新しい「御小納戸日記」は、慶応四年（一八六八）の「尾州御小納戸日記」である。この間、一部欠落はあるものの、「御小納戸日記」は途切れることなく書き継がれており、通時的な分析が可能である。また、奥向きの諸事を司る御小納戸は、二之丸御殿の奥に位置する御庭の管理にも関与しており、御庭の改造や利用に関する記事の存在も期待される。

（三）対象とする年代

もつとも、「御小納戸日記」は膨大な量の記録であるため、本稿では「御小納戸日記」のうち文政元年前後の時期に限定して検討したい。斉朝は文化八年（一八一二）に尾張に初めて入国し、文政四年には改造後の御庭で菊花御覽を実施するなど、御庭の整備がかなりの程度進んでいたことが判明しているからである。⁸

また、以下にみると、『金城温古録』の記述からも、斉朝による御庭の改造が文政初年前後に行われたことが推測できる。

『金城温古録』には、斉朝による御庭改造以前における御庭周辺の様子を描いた絵図として、①「北御庭古図」、②「御花畠御構大体」¹⁰、③「二之丸御殿古図」¹¹が掲載されている。

①は、『金城温古録』第四十四冊に掲載された御庭の概略図である。

年代の表記はないが、茶屋等のない簡素な造りであり、斉朝による御庭改造以前の姿を描いたと考えられる。一方、②は、御庭の境界を隔てて東側にあたる「御花畠御構」を描いた図である。年代は「文政以前」とされ、やはり御庭改造以前の姿を描いたと考えられる。これをみると、御花畠御構には御稽古場・御矢場・御厩・御馬場といった武芸稽古のための施設が並んでいる。この区域は「御城御庭絵図」では御庭の一部となつており、斉朝による御庭改造によつて御庭に組み込まれたと考えられる。

さらに②には、「御花畠御構」の南側に「元二ノ丸長局之所／文政以后御築山／南御泉水ト称」と記されている。同じ時期の二之丸御殿を描いた③を見ると、御花畠御構の南側に、東西に伸びる長局が二棟ならんでおり、この長局が文政の初めに南へ移され、跡地が「御泉水御庭」となつた旨が記されている。

以上を合わせて考えると、文政初めに御庭は東側の御花畠御構、さらにその南の長局のあつたところまで広げられたと考えられる。この点を踏まえて、次節以降では文政初年前後を中心に、斉朝による御庭改造に関連する「御小納戸日記」の記事を紹介・検討する。

一 斉朝入国時の記事にみる御庭の変遷

まず、御庭の変遷を「御小納戸日記」から大まかに検証するため、斉朝入国における熨斗鮑や床飾りに関する記事を見ていく。藩主入国時には御庭内の茶屋を含む二之丸御殿各所に熨斗鮑等の床飾りが設けられた。このため「御小納戸日記」にはその計画が詳しく記されており、ここから御庭内の茶屋等の変遷を概観できるからである。

まず、史料①は文化十年に斎朝が入国する際の床飾りや熨斗鮑に関する記事である。ここには二之丸御庭の茶屋の名はみえない。一方、史料

③は文化十四年四月の斎朝入国直前の記事である。ここには史料①にはない「新御席」「多春園」「玉壺亭」「風信」という茶屋の名前がみえる。また、史料②によれば、この直前に江戸から送られてきた八重桜と庭桜

を「元御稽古場之跡」および「風信御茶屋前」に場所を見立てて植栽するよう江戸表から伝えてきている。さらに斎朝入城後の文化十四年四月十日、年寄衆が斎朝の案内で二之丸御庭を拝見した（史料④）。このとき年寄衆は新御席・御植木屋・玉壺亭・風信等を拝見したのち、多春園の二階で酒食をふるまわれた。これらの史料は、文化十年から十四年のあいだに一連の茶屋が設けられるとともに、御花畠御構にあつた御稽古場が撤去（移転）されたことを示唆している。

史料③④にみえる多春園・風信・御植木屋は「御城御庭絵図」にも描かれているが、玉壺亭と新御席は同絵図にはみえない。一方、同絵図にみえる茶屋のうち権現山下御席・霜傑・余芳の名前は、史料③④にはみえない。したがつて文化十四年四月には、一部御庭の改造が進められていたものの、「御城御庭絵図」に描かれた状態には至つていなかつたと考えられる。

さらに史料②は文政四年に斎朝が入国した際の記事である。ここには、史料③にみえる茶屋以外に「御庭御数寄屋」「権現山下新御数寄屋」「霜傑御茶屋」の名前がみえる。一方、「御城御庭絵図」にみえる余芳の名前はみえないが、同絵図にはない玉壺亭の名は引き続き記されている。とはいえる、他は「御城御庭絵図」に描かれた茶屋とほぼ一致しており、少なくとも茶屋に関しては、同絵図に近い構成となつていたと考えられ

る。

以上の概観から、まず史料①（文化十年）と史料③（文化十四年）のあいだに、御庭の改造が一定程度進められたことが予想できる（第一段階）。そして史料③から史料②（文政四年）のあいだに、さらなる御庭の改造が進められ、「御城御庭絵図」の姿に近い御庭となつたと考えられる（第二段階）。これを踏まえて、他の絵図や「御小納戸日記」の記事から、御庭改造のプロセスをより詳細に検討していきたい。

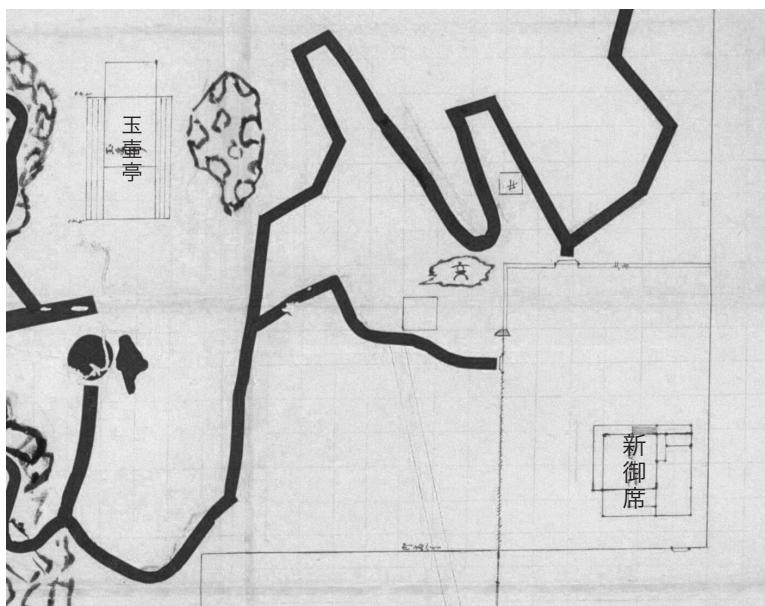


図1 二之丸御庭道及踏石図（部分）名古屋市蓬左文庫蔵
左上に「玉壺亭」、右下に「新御席」

二 御庭改造の計画と絵図

まず、第一段階の御庭改造について考える手掛かりとなるのが、名古屋市蓬左文庫が所蔵する「御城二之丸之図」（口絵6・7）と「二之丸御庭道及踏石図」である。

「御城二之丸之図」は、御庭全体と御花畠御構、そしてその南側に位置する御殿の一部が描かれている。線は墨と朱で書き分けられており、墨線が現況を、朱線が計画を示していると考えられる。またいくつかの築山は破線で示されており、これらも計画を示している可能性がある。一方、「二之丸御庭道及踏石図」は、御庭内の道と踏石を黒い貼紙で示している。両図を比較すると描かれた範囲に違いがあり、園路等にも差異があるものの、建物の位置と名称はおおよそ一致する。

そこでまずは両図における御庭の範囲をみると、先にみた「北御庭古図」や「御花畠御構大体」と比較して、御庭が東側に大きく突出している。そして突出部の東南隅に、「御城二之丸之図」では「御席」（巻頭図版）、「二之丸御庭道及踏石図」では「新御席」が記されている（図1）。また、両絵図に共通して西南隅に多春園、中央南側に風信、そのやや北東に玉壺亭が記されている。これらの茶屋は、史料③④の記述と一致している。玉壺亭の位置は「御城御庭絵図」における余芳の位置と重なる。次に、「御城二之丸之図」の朱線部分をみると、御庭の南側にあつた長局を御殿南側の空間に移し、長局の跡地に御庭を広げる計画がみてとれる。また、「御城二之丸之図」には、いくつか「尾二ノ丸御庭之図」と同じ名称の築山が記されており、両絵図の関連をうかがわせる。

しかしながら、「御城二之丸之図」と「御城御庭絵図」（「尾二ノ丸御庭之図」）には大きな違いも存在する。まず「御城二之丸之図」では長

局の跡地に園路のみが描かれているが、「御城御庭絵図」では同じ場所に池が描かれている（口絵6・7、図2）。また「御城御庭絵図」ではこの池の周囲に築山が描かれるが、「御城二之丸之図」では築山の名前が列記されるのみである。次に、「御城御庭絵図」では北東方面にも御庭を広げて「霜傑」が設けられているが、「御城二之丸之図」には北東方面に御庭を広げる計画はみえず、霜傑も描かれていない。西側に目を向けると、「御城御庭絵図」にある榮螺山が、「御城二之丸之図」には描か

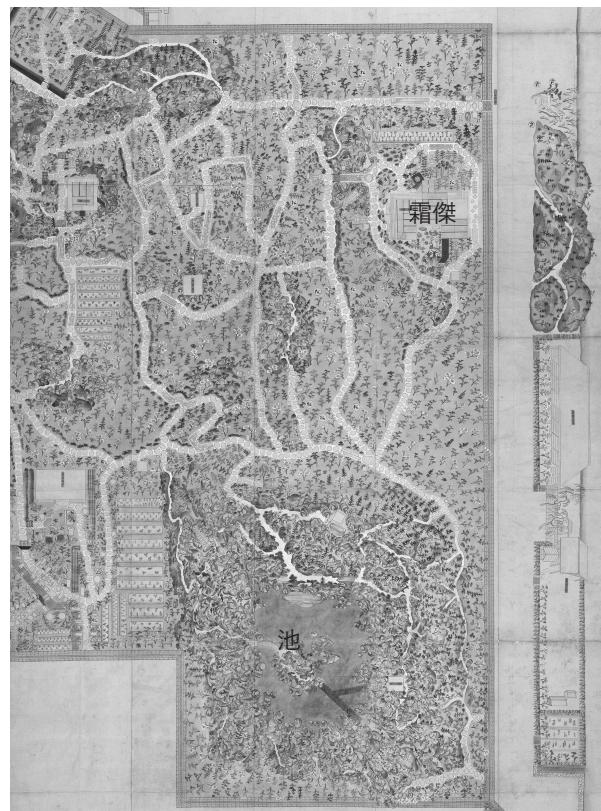


図2 御城御庭絵図（部分）名古屋市蓬左文庫蔵
御庭の東側。南に池、北東に「霜傑」が見える。

れていない。

以上を踏まえると、「御城二之丸之図」と「二之丸御庭道及踏石図」は、文化十四年以降における御庭拡張と築山整備の初期段階における計画を

記した絵図だと考えられる。

三 文政元年の長局移転と御庭の拡大

ここまで検討によつて、御殿長局の移転をともなう御庭の改造が文化十四年三月以降に進められたことが明らかとなつた。この作事が行われた時期を具体的に裏付ける記事が史料⑪である。この記事は文政元年（一八一八）七月十七日に、側用人の小瀬新右衛門が御小納戸に申し渡した事項を記したものである。

この史料から、二之丸御殿（御城）の広敷長局を大奥対面所南の御庭広場へ引き移し、その跡を御庭とする旨が、江戸表から命じられ、早速作事に取り掛かろうとしたことがわかる。当時斎朝は江戸におり、「江戸表」からの指示は斎朝の指示を意味すると考えてよいだろう。

ここにみえる「御廣敷長局」は、先にみたとおり御花畠御構の南隣に建つていた。史料⑪で長局の移築先とされる「大奥御対面所南御庭廣場」は、史料⑫では「金之御間前御庭」と呼ばれている。「御城二之丸之図」（口絵6・7）をみるとわかるように、金之御間の南側は開けた空間になつており、ここに長局を移して、長局跡を御庭にしようとしたのである。この記述は「御城二之丸之図」の朱書とも符合しており、「御城二之丸之図」はこのときに作成された計画図と考えられる。

これと前後して、五月二十九日には、御小納戸が「御庭御手入御用二付御屋形内土為堀取候筈」である旨を作事奉行にかけあつている（史料⑧）。¹³「御屋形」とは、二之丸東大手を出てすぐにある三之丸内の屋敷である。¹⁴ここには尾張徳川家九代宗睦の養子・治行の正室である聖聰院が文化元年七月に亡くなるまで居住していたが、以後は空き家になつて

いた。¹⁴このため御庭手入れに必要な土砂をここから掘り出したのであろう。さらに六月十一日・二十七日（史料⑨⑩）にも御屋形から御庭への土砂搬入に関する記事がみえ、長局移転を命じられる以前から、築山の造成などが進められていた可能性が高い。

四 作事の担い手への褒賞と手入れの多忙化

こののち御庭の作事に関する記事は途切れるが、文政二年正月に「局跡新御庭御用御築山御用等引請骨折相勤候」という名目で、御庭預の谷次郎助に金壱分が下賜されたことは注目される（史料⑬）。「局跡新御庭」とは長局を移転した跡地に新たに設けられた御庭を指すと考えられ、「御築山御用」も二之丸御庭における築山の造成を指していると思われる。要するに、谷次郎助は文政元年に行われた二之丸御庭の改造における功績を認められて褒賞を受けたのである。とすれば、この時までには御庭の作事がかなりの程度進展していたと考えられる。

また、この記事は御庭改造の担い手を具体的に記した史料としても貴重である。¹⁵谷次郎助は文政元年四月に江戸から尾張へ、配下の者二名を引き連れて到着している（史料⑥⑦）。時期的にみて、おそらく二之丸御庭の改造を見据えた異動であろう。

谷次郎助は文化六年十二月二十八日、御庭預並として召し抱えられ、同九年十二月朔日に御庭預本役となつた。次郎助の父覚兵衛も安永十一年（一七八一）四月に御庭之者頭並として切米七石を与えられ、寛政八年（一七九六）二月には御庭預となつている。さらに覚兵衛の父（次郎助の祖父）文右衛門（のち覚兵衛）も、宝暦四年（一七五四）二月に御庭足軽から御庭之者頭となつている。つまり、谷家は遅くとも次郎助の

祖父文右衛門の代から、尾張藩において代々御庭に関わる役目を果たしてきた家系である。

また先にみたように、谷次郎助が江戸詰めを経験していた点も注目される。尾張藩では上屋敷である市谷邸に樂々園、下屋敷である戸山邸に戸山荘という広大な御庭を整備しており、將軍や諸大名との饗宴の場としても用いられた。谷が江戸でどのような役目を与えられていたのかは今のところ不明だが、尾張藩邸における御庭の管理を行っていたとすれば、その経験が二之丸御庭の作庭にも活かされた可能性がある。

史料⑬に戻ると、文政二年正月には、谷だけでなく御庭の手入れに関わる人々が広く褒賞を受けていたことがわかる。具体的には「御庭預支配之者」のうち組頭三人が「御庭御用常ニ骨折」を理由に、「御庭御掃除之者」のうち「御植木懸」三人が「御植木御鉢物御手入方等骨折」を理由に、さらに「御庭御掃除之者」十六人が「人少ニ候処」御慰御用并御掃除等骨折」を理由に褒賞金を下賜されている。前年中に行われた御庭の改造を担つた人々に対しても広く褒賞が行われたと考えられる。

そして「御庭御掃除之者」の褒賞理由に「人少ニ候処」とあることからもわかるように、手入れの人員には不足が生じていた。史料⑭によれば文政二年三月朔日、御小納戸は御用人に對して御庭を手入れする中間の増員を要求した。齊朝の留守中には中間五人で掃除等を行っていたが、齊朝の帰国が四月二日¹⁷に迫り、その「待請御用」のため人数が不足し、在國中と同じく十人体制とするよう要望したのである。

だが、それでも御庭の手入れは追いつかなかつたようで、御小納戸は三月十三日に再度中間三十人の増員を要望した（史料⑮）。その理由は第一に、去年以来御庭が広げられ築山や植え込みが多くなり、掃除に手

間取つてていることが指摘されている。そして第二に、「御庭向御手入方」について江戸表から頻繁に指示がくるため、その対応にかかりきりになり、掃除に手が回らなくなつていてることが指摘されている。江戸にいる間も齊朝が二之丸御庭について頻繁に指示を出していた様子がうかがえる。

こうした状況は、齊朝入国後も継続していた。史料⑯によれば、文政四年七月、御小納戸は、「近年御庭向御物好等」により御庭御掃除之者が多忙になつていて、御用人に對して中間六人の受け取りを要望した。齊朝の「御庭向御物好」によつて御庭の手入れが多忙化したことにはつきりと指摘されている点は興味深い。

五 馬場の移転

御庭を御花畠御構の方面に拡大したことにより、もともとここにあつた稽古場・矢場・馬場も撤去（移転）されたと考えられる。このうち稽古場と矢場については「御城御庭絵図」をみると東側の外縁土居際に描かれており（図2¹⁸）。「御小納戸日記」には、先にみた史料⑪の後段に、「御稽古場場所替」について江戸表から申し伝えてくるはずである旨が記されているが、その後の動向に關する記事はみつからなかつた。一方、馬場については『金城温古録』および「御小納戸日記」に関連する記述が多く残されている。

『金城温古録』「二之丸編四 御花畠御構部」によれば、馬場は文政三年に「下御深井松山の西」へ移され、跡地は「此頃、此辺に御築山御庭作の御事あるに因て此所御植溜と成」という。¹⁹ たしかに「御城御庭絵図」では、もともと馬場のあつた場所は東側外縁部分の通路となつており、

土居際には北側から順に植栽のある築山・稽古場・矢場が描かれている。

同時期の「御小納戸日記」をみると、文政三年六月二十四日には、すでに馬場は撤去されて馬場御殿（「御立間」「馬見所」）も解体され、下御深井御庭（下御庭）への移築に向けた準備が進められていた（史料⑯）。同年七月二十三日には普請奉行と作事奉行による移転先の見分が行われた（史料⑰）。そして同年十一月三日から馬場の移転に取り掛かることとなり、移転先は「樅花壇之内」とされた（史料⑱）。同月五日には馬場の普請に用いる砂や芝の運搬に関する記事がみえ、予定通り移転が進められたことがわかる（史料⑲）。

『金城温古録』「御深井御庭編」にも、この馬場についての記述があり¹⁹、移転先を「樅花壇」としている。同書の挿図「御深井御庭大体」によれば、樅花壇の場所は蓮池の北西辺りである。以上のように、馬場は文政三年中頃までに撤去され、同年中には下御深井御庭に移転されたと考えられる。

六 二之丸御庭の利用

最後に、斉朝による二之丸御庭の利用に関する史料をみていただきたい。この点についてはすでに白根孝胤氏の研究が存在するが、ここでは新たに発見した御庭改造前後の時期の事例を中心に紹介したい。

先にみたように文化十四年四月十日には、年寄衆が斉朝の御前へ召され、梅之間から御庭に入つて新御席・御植木屋・玉壺亭・風信等を拝見し、多春園二階で酒食の饗應を受けた（史料④）。翌文政元年二月には御用人衆もこれに準じて同様の饗應を受けた（史料⑤）。ただし雨天につき御庭拝見は延期となつた）。

白根孝胤氏によれば、文政四年十月には奥向きの家臣や年寄衆を招いて菊花御覽が催され、菊花壇を眺望できる霜傑御茶屋において饗宴が催された。さらに文政六年には同様に桜の花見が行われ、多春園で饗宴が催された。これらの機会には家臣へ植木の下賜も行われたという²⁰。

上記の饗宴は霜傑と多春園で行われたが、史料⑥は権現山下御席（「権現山下新御数寄屋」）を利用してした茶事に関する記事である。これによれば、文政四年七月、権現山下御席において茶事を催すため準備するよう御小納戸から奥坊主組頭などへ申し伝えている。「如例申談」とあるので、茶事は頻繁に行われていた可能性もある。

一方、こうした催しの機会以外でも、斉朝が日常的に御庭を回遊していた様子がうかがえるのが史料⑦である。これによれば、夕刻に斉朝が御庭を廻る時間と、日雇の者が引き上げる時間とが重なるため、斉朝が権現山裏や赤松山から見下したとき目障りになるので、そのようなことが無いよう日雇共へ申し聞かせるようにと、御小納戸から日雇頭と黒鍬頭に申し伝えたという。これは斉朝が毎夕のように御庭を回遊していた

下御深井御庭に移転した馬場（松山西）は天保十四年（一八四三）に廃止されて、二之丸に再建されたとある²¹。『金城温古録』の記述は矛盾しているが、天保十四年の「尾州御留守日記」には「向御屋敷御廄御取建召合御門内御馬場御築立等一巻」が含まれており、「召合御門内御馬場」の再建について詳述している。したがつて天保十四年に馬場が二之丸御庭東側に再建されたことは確実であろう²²。

からこそ生じた問題であつたといえる。

「御小納戸日記」には下御深井御庭への御成についてはたびたび記される一方、二之丸御庭への御成の様子は、家臣や女中を招くような催しを除き、ほとんど記されていない。下御深井御庭への御成は、埋門を通り石垣を下り、水堀を舟で渡る必要があり、しばしば鷹狩りも行われるため、水主や鷹匠の手配など種々の下準備を要したと考えられる。これに対し、二之丸御庭へは御殿からすぐに足を運べるため、日常的な御庭の回遊は日記に記されることもなかつたであろう。その意味で、史料②4は斉朝が頻繁に御庭へ足を運んでいた様子をうかがわせる貴重な史料であるといえる。

おわりに

本稿の検討により、斉朝による御庭改造のプロセスはかなりの程度明確になつたと見える。まず、文化十年から十四年のあいだに第一段階の改造が行われ、御庭が北東方面にやや拡張されるとともに、多春園・玉壺亭・新御席・風信・御植木屋などが設けられた。さらに文政元年から第二段階の改造が進められ、長局を移転して跡地を含む東側に御庭が拡張され、「御城御庭絵図」の姿に近い御庭となつたと考えられる。特に史料②1によつて、文政元年七月に長局の移転と御庭造成が、江戸表（在府中の斉朝）から命じられたことが明確になり、「御城二之丸之図」はこのときに作成された計画図であることが推定できた。

一方で、文政四年の段階でも余芳が存在せず、いまだ玉壺亭が存在しておらず、「御城御庭絵図」のとおりの姿にはなつていなかつたことも確認できた。馬場の移転が確認できるのも文政三年であり、部分的には御

庭の改造は、文政元年以降の数年にわたつて行われ続けたと思われる。今後は文政四年以降の状況についても検討を進める必要がある。²⁴

加えて、本稿では御庭の改造や手入れの実態についても検討した。これによつて御庭改造の担い手として御庭預谷次郎助の存在が明らかになつた。また、御庭の拡張とともに手入れの負担が増加し、御小納戸が中間の増員などの対応に追われる様子も明らかとなつた。御庭預をはじめとする作庭や御庭管理に関わる人々についてはこれまでほとんど検討されておらず、本稿でも端緒となる情報を得たに過ぎない。この点は今後の課題としたい。

また、御庭の手入れが多忙化したのは、単に御庭の面積が広がつたためではなく、斉朝の「御庭向御物好」によるものであつた。斉朝は毎日のように御庭を廻つており、日雇が築山からの眺望の妨げになることが問題になるなど、二之丸御庭に強いこだわりをもつていたことも確認された。斉朝の園芸や本草学に対する嗜好はすでに指摘されているが、本稿でもこの点を御庭の手入れに関する史料から裏付けることができたといえる。

斉朝は文政十年に隠居したのも下御深井御庭西側に新御殿を設けて嘉永三年に歿するまで名古屋に居り、その間の藩主は江戸在府の期間が長かつた。このため名古屋城における御庭の変遷を明らかにするには、隠居後の時期まで含め、下御深井御庭をも視野に入れて、斉朝と御庭との関わりをさらに検討する必要があるだろう。

註

1 二之丸御庭の起源については井上光夫『中御座之間北御庭惣絵考』名古屋城二之丸創建期における庭園の変遷』（名古屋市教育委員会、二〇一三年）を参照。

2 「中御座之間北御庭惣絵』（名古屋市蓬左文庫蔵）は、義直の時代の御庭を描いたとされる（井上前掲書）。

3 この庭の旧跡は現在「名古屋城二之丸庭園」として国の名勝に指定されているが、指定範囲には近代の作庭部分を含むため、「二之丸庭園」の呼称を江戸期の庭を指して用いると誤解を招く恐れがある。一方、江戸期の史料では「北御庭」「御城御庭」「上御庭」などの呼称がみられる。それぞれ「御殿（あるいは二之丸）の北の御庭」「御城＝二之丸御殿の御庭」「下御庭＝下御深井御庭に対する上御庭」という意味で用いられたと思われる。それぞれにこの御庭の歴史的な位置づけを反映した呼称ではあるが、その前提を抜きにしてそのまま用いるとやや分かりにくい。そこで本稿では便宜的に、江戸期の庭を「二之丸御庭」、あるいは文脈上明らかな場合は単に「御庭」と呼称する。

4 その成果は『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書』（名古屋市市民経済局文化観光部名古屋城総合事務所、二〇一三年）、『巨大城郭 名古屋城』（名古屋城特別展開催委員会、二〇一三年）などに反映されている。

5 白根孝胤「近世後期における尾張家の植栽空間と大名庭園」（徳川林政史研究所『研究紀要』第四四号、二〇一〇年）、同「名古屋城庭園の植栽空間と徳川斉朝」（徳川林政史研究所『研究紀要』第四八号、二〇一四年）。

6 『名古屋市史 政治編二』（名古屋市役所、一九一五年）一五頁。御小納戸は約七十名、御小納戸を統括する御小納戸頭取は寛延元年（一七四八）十二月に設置され、総員十名で役高は三百石であったとさる。

7 なお、藩主在国中の江戸での日記は存在しない。また、藩主在国中にもかかわらず標題が「尾州御留守日記」となっている場合もある。

8 井上光夫氏は「斉朝が庭園の大改造に着手するのは、早くても斉朝が成人する文化五年」（井上前掲書、九四頁）としているが、斉朝が御庭を実際に見る以前に改造に着手したとは考えにくいため、斉朝が初めて入城した文化八年以降と推測した。

9 『金城温古錄』（三）二七六頁（名古屋市教育委員会。以下、「金城温古錄」を引用・参照す

る場合は、名古屋叢書続編の第十三巻～第十六巻として、一九六五年から六七年にかけて、名古屋市教育委員会から刊行された活字本の巻次（一～四）と頁数を示す）。

10 『金城温古錄』（三）六八頁。

11 『金城温古錄』（三）三六一頁。

12 『金城温古錄』（四）二二三～二三七頁、三三六～三三七頁。

13 『金城温古錄』（四）二二五頁。聖聰院については『名古屋叢書三編 第一巻 尾張徳川家系譜』（名古屋市教育委員会、一九八八年）一四九～一五〇頁。

14 このほか、「御城二之丸之図」には、築山や茶亭に「（人名）持」というような注記がされており、おそらく担当した職人を記したものと思われる。

15 「藩士名寄」（名古屋市蓬左文庫・徳川林政史研究所蔵）。

16 『名古屋叢書三編 第十四巻 金明錄』（名古屋市教育委員会、一九八六年）三九四頁。

17 文政四年七月十八日には、召合御門内の御庭と外縁を区画する高塀にできた三ヶ所の窓について、外縁を藩主が通行する際や稽古場への御成の際には窓に蓋をするよう御庭預らに御小納戸頭取が命じており（史料22）、このときまでには二之丸御庭の東外縁に新たな稽古場が設けられていたと考えられる。

18 『金城温古錄』（四）三五～三七頁。

19 『金城温古錄』（三）七一頁。

20 『金城温古錄』（四）六～七頁。

21 『金城温古錄』（三）七一頁。

22 再建された馬場の様子は「御城図面（二之丸御殿）」（名古屋市蓬左文庫蔵）に描かれている。この絵図は御殿長局の位置と形状から天保十三年以降の成立と推定されるが、二之丸御庭の東側外縁部分を見ると、貼紙で南北に長い馬場の姿が描かれ、その中央西側に「御覽所」が設けられている。

23 白根前掲「名古屋城庭園の植栽空間と徳川斉朝」。

24 『金城温古錄』（三、二八四頁～二八五頁）には御庭にあった「聖堂」を文政六年に撤去・移転したことが記されている。「御城御庭絵図」には「聖堂」が描かれていないことを踏まえると、文政六年時点でもまだ「御城御庭絵図」のとおりの姿にはなっていなかつた可能性がある。この点の検討も今後の課題としたい。

凡例

- ・「尾州御小納戸日記」「尾州御留守日記」（徳川林政史研究所蔵）のうち、文化十年（文政四年）（請求番号・尾二・五四・五八）の間における名古屋城二之丸御庭に関連する記事を抜粋し、翻刻した。
- ・各記事の冒頭に、通番と記事の年月日を付した。
- ・用字、行送りは原則原本の表記にしたがつた。
- ・頭注は該当箇所の後ろに〈頭注〉と記して「」内に記した。
- ・人物のうち当時の役職がわかる者はルビで（）内に注記した。

① 「尾州御小納戸日記」 文化十四年四月十三日条

中御座之間

御熨斗鮑 式飾

但

御着座之上指上候御のし壹飾

御手熨斗七手添壹飾

御燒火之間

御熨斗鮑

但御手のし式手添壹飾外ニ
指上候御のし無之

桜之御間

御床飾

梅之御間

同断

御湯殿

御船

御熨斗鮑

四飾

御數寄屋

御熨斗鮑 式筋壹飾

〆八飾相廻候事

② 「尾州御留守日記」 文化十四年三月六日条

一 左之通江戸表る申来候

八重桜 一鉢
庭桜 二本

右者元御稽古場之跡風信

御茶屋前御場所見立為植

候様松山源六郎方申来候

但此外ニも相廻候御植木之儀八

江戸表御庭預方此表同役へ

委細申越候筈

③ 「尾州御留守日記」文化十四年三月二十八日条

一 左之通御賄頭江申談置候処今朝

相廻候

中御座之間

御熨斗鮑

二飾

但

御着座之上指上候御熨斗一飾

御手熨斗五手添壹飾

御燒火之間

御熨斗鮑

一飾

但 御手熨斗三手添

桜之御間 御床飾

梅之御間 同断

新御席

多春園

玉壺亭

風信

但 御熨斗二筋結ひ御硯蓋ニ載

桜之御間南御庭御腰懸

但 同断

御船 但 御瓶子一對添

御植木屋 但 御硯蓋ハ役所ち出ス

御湯殿 一飾 但 御熨斗二筋結ひ御硯蓋ニ載御床江上置

御湯殿 一飾 メ拾三飾

御間ニ御飾之儀ハ左之御間計

役所ち御懸物取扱候 一御間ニ御飾之儀ハ左之御間計

桜之御間御床表 但御硯蓋ハ役所ち出ス

新御席

御植木屋 メ三ヶ所

御前江被

召御庭拝見いたし候様

一 九半時過御年寄衆一統

御前江被

御意ニ直ニ御次方梅之御間江懸り

御庭江案内新御席御植木屋

玉壺亭風信等拝見夫方多春園へ

④ 「尾州御留守日記」文化十四年四月十日条

被相越御一階ニ而御酒被下御側御用人
梅之御間正相廻り兩入ハ兼而

夫々同道之事而相濟而桜御門カ中御座

之間江上られ竹之間ニ而右両様之

御礼被申上及言上候

吸物三 琥珀七種 茶碗盛

鉢肴一 同作り身 大平一 丼二

蒸菓子 薄茶 已上

⑤ 「尾州御留守日記」文政元年二月十五日条

一 去丑年九月御年寄衆御庭

被下置候處御側大寄合

御用人之儀未拝見不被

仰付候付今日一統拝見被

仰付

思召之廻今曉カ雨天ニ付御庭

拝見之儀ハ天氣快精次第

可被 仰付今日ハ御茶屋ニ而

御酒可被下置与の御事ニ付

其段申通し昼後多春園

御二階江案内左之通被下置候

吸物 二 琥珀七種

鉢肴 一 丼物 二

蒸菓子 杉縁高ニ入

右相濟而夫ニ御礼申上有之

及言上候

⑥ 「尾州御留守日記」文政元年三月十八日条

一 去ル十一日出之定日飛脚今日延着

之処左之通申渡候旨江戸

同役カ申越候

谷御庭預次郎助御庭預

當四月詰満之上川崎九兵衛与

代合可罷登旨

三月

⑦ 「尾州御留守日記」文政元年四月十七日条

一 御庭預谷次郎助并右配下之者

二人去ル八日発足木曽路十日振

旅行今日致上着候旨御庭預

申達候付諸達為取扱候

仰付

御庭御手入御用ニ付御屋形内土

為堀取候筈御作事奉行江

懸合候事

⑧ 「尾州御留守日記」文政元年五月二十九日条

一 御庭御手入御用ニ付御屋形内土

為堀取候筈御作事奉行江

⑨ 「尾州御留守日記」文政元年六月十一日条

一 御庭御手入御用^ニ付御屋形

内より土御取寄相成候處右土

車日^ニ東鉄御門^ヲ召合御門

内江為曳込候筈^ニ付東鉄御門

右車出入之儀

御在國之通札^ニ而通用不指支

様致度旨御目付^江相達合札

一枚差出候處今一枚指出候様申來候

且幾日^ヲ幾日^迄等申境申達候様

申越候付其段相達候附御屋形

内口^ニ車通用之儀^茂御作事

奉行^江懸合候事

⑩ 「尾州御留守日記」文政元年六月二十七日

一 東鉄御門車通行方之儀御側

御用人小瀬新右衛門^{方江}先達而

演說^ニ而申達置候處今日左之通

申越候

追^ニ及示談候東鍊御門車

通行之儀御目付^江申談

候處右車通行中立番

同心附置候旨右役相達

候付通行指支無之候仍為

御承知申入候以上

六月廿七日

⑪ 「尾州御留守日記」文政元年七月十七日条

一 左之通^{（一開用二人）}小瀬新右衛門^ヲ申越候

御城御廣敷長局之儀大奥御對

面所南御庭廣場^江御引移

右跡御庭^ニ相成筈之旨江戸

表より申來候付長局早速

取拂御場所各^江可引渡旨

御作事奉行^江申談之義其筋江

相達候間猶更右奉行^江御引合

御請取可有之候

一 御稽古場御場所替之儀

江戸表御同役^ヲ各^江申來

筈之旨彼地^ヲ申越候間右

申來候ハ、御申聞可有之候

申越候

⑫ 「尾州御留守日記」文政元年八月二十五日条

一 御廣舗長局式棟共金之御間前

御庭内^江御引建之筈候處右御庭

手狭^ニ付表御臺所前東之方^江附

四間程御庭内^江廻ひ込相成候付

御臺所脇御風呂屋口并筋違口共

御締明候様致度旨且右口と御作事

方江請取切ニ相成同所北之方二枚

開尔て御ベリ附候様致度旨御作事

奉行方申越候付同心組頭江申談候

〔尾州御留守日記〕文政二年一月六日条

一 左之通今日申渡候

金壺分

伊藤弥平(御小納戸詰)

右者壺人ニ而久ニ致日勤

格別骨折相勤候付被下之

正月

金壺分

谷次郎助(御庭預)

右者局跡新御庭御用御築山

御用等引請骨折相勤候付

被下之

正月

銀壺両宛

組頭三人(御庭預支配之者)

御庭御掃除之者

右者御庭御用常ニ骨折

相勤候付被下之

正月

御庭御掃除之者

御植木懸

金式朱ツ、三人

右者御植木御鉢物御手入
方等骨折相勤候付被下之

正月

御庭御掃除之者

銀三匁六歩ツ、拾六人

右者人少ニ候処

御慰御用并御掃除等骨折
相勤候付被下之

正月

〔尾州御留守日記〕文政二年三月朔日条

一 左之通御用入江申達候

去ニ丑年

御在國中御庭御掃除

人數少ニ付岀人御中間

拾人請取申候付而ハ去寅年

御發駕境不殘引揚候筈

之處御留守中御庭御掃除

人數少ニ相成候而ハ不行届

候付右之内五人引揚残五人ハ

御留守中引続受取所也

為御間合申候然處此節御待請

御用御庭御掃除為取懸

申候付而ハ人數少ニ而ハ右

御掃除難御間合候間去寅年

御發駕境引揚候出人

御中間五人此節カ當

御在國中引続受取申度候

仍之中達候

三月 御小納戸頭取

⑯ 「尾州御留守日記」文政二年三月十三日条

一 左之通御用人江申達候

頃日出人御中間五人申達

請取御庭御掃除御用向專

縡合為相勤申候然処去年

以來御庭御匂込出来御築山

御植込等多御掃除殊之外

手間取甚以手後相成其上

御庭向御手入方等之儀二付

追シ江戸表方被

仰付之儀も相増右御用向

此節一時ニ相成申候全躰

頃日請取申候出人御中間

爾而縡合為相勤申候而も御庭

御掃除之者勤向手張候処其上

前顯之通手後之場所并

御待請御用御掃除方難御間合

相見申候付而ハ明後十五日カ

御着城御當日迄之内猶又

御中間出人三十人請取申度候

仍之中達候

三月十三日 御小納戸頭取

⑯ 「尾州御留守日記」文政三年六月二十四日条

一 左之書付御側大寄合江差出候

袖書畧

上御庭御馬場先達而御取毀相成

御馬場御殿置ニ相成居申候右ハ

下御庭之内江御引建ニ相成筈ニ付

右御場所等御普請方并御作事方

見分之上取計有之候様致度

仍之根之義申達候

六月 御小納戸頭取

⑯ 「尾州御留守日記」文政三年七月二十三日条

一 上御庭御馬場今般下御庭之内江

御引建相成候付右御場所見分

として今日御普請奉行御作事

奉行同道并御普請方之輩も

相越候付御門シ出入之断昨日御普請奉行

相達候付夫ニ申談候

其段御庭預江申談候

〔尾州御留守日記〕文政三年十月二十九日条

一 (18) 下御庭之内御馬場御取立ニ付御入用
調御普請奉行ヲ御側大寄合江達
済之由ニ而來月三日ヲ御場所為

取懸樅花壇之内御馬場地面ニ
抱候樹木伐採候上ニ而仕立方為
取計候積委細之儀者配下向江為

引合候旨申越候付承知之趣及返
報候

但御普請中御普請奉行初配

下等御門ニ出入之儀申達候付

其段同心組頭江為申談候

一御小納戸詰役懸江も本文之趣申

談候

〔尾州御留守日記〕文政三年十一月五日条

一 (19) 下御庭御馬場御用砂芝等為
模通為曳届候由ニ而御普請中
両御門出入之儀御普請奉行より
相断候付如例夫ニ江申談シセ候
但右御庭内通行ニ付車曳刻等
出来候ハニ入念為取繕候旨申越

〔尾州御留守日記〕文政四年四月一日条

一 (20) 御熨斗鮑之儀兼而御賄頭江
申談置候處左之通今朝相

廻候仍御間向を初御茶屋ニ
其外とも廻し方之儀等筆役ニ而
為取扱候

御三方紙敷

中御座之間 御熨斗鮑一飾

但

御着座之上差上候御熨斗一飾

六手添相廻ル

御手熨斗七手添 一飾

〔頭注〕

〔本文御手熨斗之儀

両家御年寄衆初其
節ニ御居合候人數

吟味之上御賄頭ニ前廣ニ為進給候事ニ候處猶又御當日朝ニ至り

御賄頭手前於いて取訂シ御出勤候人數丈ヶ相廻候事

」

御三方紙敷

御燒火之間 御熨斗鮑一飾

御手熨斗五手添

〔頭注〕

〔本文御焼火之間

御熨斗鮑之儀

追振役所へ受取候儀も相見候付今般も為進給候処

右御間之儀ハ全表^二附

候事付御次第前御賄頭^カ

直^ニ御小性へ相渡調之由

右頭申聞候付役所江^カハ不

請取候

桜之御間 同断 六飾

但

御三方紙敷

御床 一飾

居臺

御床裏

一飾 二筋結^ひ

御二階

一飾 同断

同所下御一疊

一飾 同断

御張出

一飾 同断

南御庭御腰掛 一飾 同断

梅之御間

御三方紙敷

御床飾

多春園

居臺

玉壺亭 同断 一飾 二筋結^ひ

玉壺亭 同断 一飾 同断

御庭御数寄屋 同断 一飾 同断

御庭御数寄屋 同断 一飾 同断

御植木屋 同断 一飾 同断

風信 同断 一飾 同断

御植木屋 同断 一飾 同断

御植木屋 同断 一飾 同断

御植木屋 同断 一飾 同断

権現山下新御数寄屋 同断 一飾 同断

霜傑御茶屋 同断 一飾 同断

御湯殿 同断 一飾 同断

御湯殿 同断 一飾 同断

御船 同断 一飾

同断

但瓶子一對添^{御三方共}

上御庭御泉水 居臺

御船 御熨斗鮑一飾 二筋結^ひ

以上

〔尾州御留守日記〕文政四年七月十五日条

一 (21) 明十六日權現山下新御數寄屋於るて
御茶事有之筈ニ付奥坊主組頭

初江如例申談候

但

召上り物持運ひ之儀ハ同心ニ為取扱候

事ニ付其段をも申談させ候

一 右ニ付左之輩御庭通用断有之夫ニ

申談候

大橋七之丞
(御台所頭)

御臺所人組頭式人

御臺人 三人

御賄人 式人

已上

〔尾州御留守日記〕文政四年七月十八日条

一 左之通御庭預同心与頭江申談候

召合御門内御庭境御高塙今度

出来之御窓三ヶ所右御窓下

御通行之節并御稽古場江被為

成候節共外ニ御窓蓋懸候筈候間兩役

於ニて心得罷在節ニ不洩様可取計候

〔尾州御留守日記〕文政四年八月六日条

一 左之趣日雇頭黒鉄頭江役懸りル

為申渡候付同心組頭江裁許之儀

申談候

夕御庭

但本文懸戶拵方申談候付出来之上
常ニ者御稽古場ニ差置可申候

七月

〔尾州御留守日記〕文政四年七月晦日条

一 左之通御用人江申達候

出入御中間

六人

右者近年御庭向御物好等ニ而御庭御掃除
之者甚事多相勤候處此節別而御用多ニ而
日ニ之難御間合候間當分之内頭書之通
受取日ニ三人ツ、罷出為相勤候様致度

申達候

七月

御小納戸頭取

〔本文達之通
(頭注)〕

八月七日ル請取

候事

」

御廻之節日雇之者引拂候時刻
付權現山裏并赤松山御越

之節者

御見下しこ相成右之者共通行

御目障二相成候而ハ不可然候已來

藥醫御門辺江同心罷出及裁許

候得共日雇共江之常ニ心得申聞

置

御目障二不相成様可致候尤新規

罷出候者等江者執猶か更入念導置

可申候

巳八月

《Title》

Remodel of Nagoya Castle Ninomaru Garden during the early nineteenth century, based on "Okonando-nikki"

《Keyword》

Nagoya Castle Ninomaru Garden, Okonando-nikki, Tokugawa Naritomo